平成２６年（フ）第５２号
川崎市川崎区大師駅前１丁目10番10号、申立時の住所横浜市港南区日野南４丁目９番20号
債務者　有路　千鶴（旧姓横坂）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７６号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目22番地６　ストレチア・アイ・ユー106
債務者　樽井　　章
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５０号
横浜市磯子区岡村１丁目22番８号
債務者　藤崎ひとみ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５２号
横浜市栄区長尾台町226番地１　サンハイツＣ202、住民票上の住所横浜市神奈川区羽沢町560番地６
債務者　渡辺　昇一
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
北海道上川郡東川町西町３丁目８番１―13号
債務者　橋谷　範子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
東京都東村山市青葉町２丁目８番地９ミキコーポ青葉町102
債務者　川原　経法
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３７号
神奈川県茅ヶ崎市小桜町４番３号　白井コーポ202
債務者　武内　敏子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
釧路市芦野２丁目５番２号
債務者　吉谷　隆幸
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目３番地28　ハイツソフィアＡ105、前住所栃木県宇都宮市駒生町3355番地２　ハイムはせがわ107
債務者　大類　好江
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８６号
栃木県日光市土沢2163番地２　さくらコーポ２―201
債務者　清　　文子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１号
岡山市北区下石井２丁目９番53号レファインド岡山401号
債務者　青山　　命
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３５号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ19―203号
債務者　長谷川吉男
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８５号
大阪府高槻市宮田町１丁目９番24号　レオパレス宮田町102号
債務者　木村あや子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７４号
大阪府吹田市春日４丁目11番１―514号
債務者　江﨑　智裕
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第３号
高知県須崎市多ノ郷甲1819―８、前住所高知県高岡郡津野町杉ノ川甲56番地２
破産者　竹村　裕二
1　主文　当裁判所が平成26年３月６日午前10時30分になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「高知県高岡郡津野町杉ノ川甲56番地２」とあるのを「高知県須崎市多ノ郷甲1819―８、前住所高知県高岡郡津野町杉ノ川甲56番地２」と更正する。
2　決定年月日　平成26年３月19日
高知地方裁判所須崎支部